

国家戦略特区

完全自動走行（レベル4）の実現に向けた
具体的プロジェクト

平成27年10月1日

内閣府大臣政務官 小泉 進次郎

「『日本再興戦略』改訂2015」（6月30日 閣議決定）

遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進

「完全自動走行を見据えた環境整備の推進」

完全自動走行を見据えた環境整備の推進 ①

我が国の経済成長を牽引する近未来技術の自動走行システムについては、「官民ITS※構想・ロードマップ2015」（平成27年6月30日 I T 総合戦略本部決定）における自動走行システム、いわゆる「レベル4（完全自動走行）」までの技術開発を目指し、適切に実証実験を実施し、その効果を検証していくことが必要である。

※ ITS：高度道路交通システム（Intelligent Transport Systems）

完全自動走行を見据えた環境整備の推進 ②

このため、今後の技術開発の進展に併せた世界初の社会システムや制度を構築するため、特区等においてレベル4を見据えた安全性に関するデータ収集等に必要な公道実証実験を積極的かつ安全に行うための環境を整備するとともに、自動走行に関する国際的な基準作りに積極的に取り組む。また、東日本大震災の被災地における災害危険区域においては、公道以外も含めた実証実験を行う。

完全自動走行を見据えた環境整備の推進 ③

さらに、完全自動走行に係る国際条約改正の議論に取り組むとともに、道路交通法等を含め、事故時の責任関係のほか、運転者の義務等の在り方についても、公道実証実験により得られたデータも踏まえつつ、我が国として引き続き十分な検討を進め、完全自動走行の早期の実現を目指す。

自動走行に関する今後の取組み

① 3つの実証プロジェクト

「日本再興戦略」改訂2015(6月30日閣議決定)を受け、次の3つの具体的な「実証プロジェクト」を実施



藤沢市など湘南エリアを想定【来年初を目途に実施】

- ・ 約 3 km に渡る幹線道路等において、住民の方々（約50名）をロボットタクシーで移送。
- ・ 大手スーパーと連携して、買い物支援などを行う。



災害危険区域(荒浜地区)【本年度内を目途に実施】

- ・ 地区内の道路や小学校校庭内で、レベル4の実証（デモンストレーション）を実施する。
- ・ 東北大と連携し、復興に向けたまちづくりや災害発生時の緊急対応にも貢献する。



名古屋市【本年度内を目途に実施】

- ・ 今春行った、全国初の『一般道路での実証』結果を踏まえ、3Dセンサーなどを用いた一層高度な実証を実施する。

② 国際条約の改正

ジュネーブ条約改正の議論に積極的に参加するため、
国連欧州経済委員会（W P 1（※））への我が国の正式参加を
目指す。（現在は協議国として参加）

※WP1・・・THE WORKING PARTY ON ROAD TRAFFIC SAFETY

自動走行システムの分類と法制度の関係性について

参考

官民ITS構想・ロードマップ(※1)における自動走行システムの分類

分類		概要	左記を実現するシステム		実現が見込まれる技術	市場化期待時期※2
情報提供型		運転者への注意喚起等	「安全運転支援システム」			
自動化型	レベル1:単独型	加速・操舵・制動のいずれかの操作を自動車が行う状態				
	レベル2:システムの複合化	加速・操舵・制動のうち複数の操作を一度に自動車が行う状態	「準自動走行システム」	「自動走行システム」	追尾・追従システム 衝突回避のためのステアリング 複数レーンでの自動走行等	2010年代半ば 2017年
	レベル3:システムの高度化	加速・操舵・制動を全て自動車が行う状態(緊急対応時:ドライバー)			自動合流等	2020年代前半
	レベル4:完全自動走行	加速・操舵・制動を全て自動車(ドライバー以外)が行う状態	「完全自動走行システム」		完全自動走行	2020年代後半以降

※1 平成26年6月3日:高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

※2 官民が各種施策に取り組むにあたって共有する共通の努力目標の時期であり、官民ともコミットメントを表す時期ではない。

法制度との関係性

- ・ 準自動走行システム(レベル3まで)については、現行法令(道路交通法、道路運送車両法等)や国際法(ジュネーブ条約等)に抵触することなく導入が可能であると考えられる。
- ・ 完全自動走行システム(レベル4)については、これまで世界的に理解されている“自動車”とは全く異なるものとなることから、その導入に当たっては、自動車が道路を無人で走行することについての社会受容面の検討がなされるとともに、国際的な議論の動向も踏まえ、法制度面について検討していく必要がある。

○ 道路交通に関する条約（昭和39年条約第17号・ジュネーブ条約）

第8条第1項

一単位として運行されている車両又は連結車両には、それぞれ運転者がいなければならない。

第8条第5項

運転者は、常に、車両を適正に操縦し、又は動物を誘導することができなければならない。運転者は、他の道路使用者に接近するときは、当該他の道路使用者の安全のために必要な注意を払わなければならない。

第10条

車両の運転者は、常に車両の速度を制御していなければならない、また、適切かつ慎重な方法で運転しなければならない。運転者は、状況により必要とされるとき、特に見通しがきかないときは、徐行し、又は停止しなければならない。

※ 現在議論されている改正案

第8条第6項

車両の運転方法に影響を及ぼす車両のシステムは、多国間協定（※）に適合しているときは、第5項及び第10条に適合するものとみなす。

車両の運転方法に影響を及ぼす車両のシステムは、多国間協定に適合していない場合であっても、運転者によりオーバーライドが可能であり、又は機能を停止できるときは、第5項及び第10条に適合するものとみなす。

※「多国間協定」は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和、認証の相互承認等を目的とした協定。

○ 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第70条

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

参 考 資 料

国家戦略特区 指定区域の状況

関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）

医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援

区域会議 | H26.6.23, 9.24/ H27.3.11, 9.3開催

区域計画認定 | H26.9.30, 12.19, H27.3.19, 9.9

- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例
- ・設備投資に係る課税の特例
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例

養父市 中山間地農業の改革拠点

区域会議 | H26.7.23/ H27.1.27, 9.3開催

区域計画認定 | H26.9.9/ H27.1.27, 9.9

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例
- ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

福岡市 創業のための雇用改革拠点

区域会議 | H26.6.28, 9.25/ H27.3.25開催

区域計画認定 | H26.9.9, 9.30/ H27.6.29

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・雇用労働相談センターの設置

沖縄県 国際観光拠点

区域会議 | H26.10.26/ H27.6.10, 9.3開催

区域計画認定 | H27.6.29, 9.9

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例

新潟市 大規模農業の改革拠点

区域会議 | H26.7.18, 12.3/ H27.6.9開催

区域計画認定 | H26.12.19/ H27.6.29

- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農家レストラン設置に係る特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・雇用労働相談センターの設置

仙北市

「農林・医療の交流」のための改革拠点

区域会議 | H27.9.7開催

区域計画認定 | H27.9.9

- ・国有林野の管理経営に関する法律の特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例

仙台市

「女性活躍・社会起業」のための改革拠点

区域会議 | H27.9.7開催

区域計画認定 | H27.9.9

- ・特定非営利活動促進法の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例

東京圏（東京都、神奈川県、千葉県成田市）

国際ビジネス、イノベーションの拠点

区域会議 | H26.10.1, 12.9/ H27.3.4, 6.15, 9.3開催

区域計画認定 | H26.12.19/ H27.3.19, 6.29, 9.9

- ・都市再生特別措置法の特例
- ・都市計画決定等に係る都市計画法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・二国間協定に基づく外国医師の業務解禁
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・東京開業ワンストップセンターの設置
- ・公証人法の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例

愛知県

「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点

区域会議 | H27.9.8開催

区域計画認定 | H27.9.9

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・公社管理道路運営事業の特例

「近未来技術実証特区検討会」の開催

平成27年1月13日

1、趣旨

- ・地方創生を通じた我が国経済の活性化を実現するためには、国内外の新技術を呼び込み、これを大胆に実証するフィールドを我が国において十分に確保することにより、新たな商品・サービスに関するイノベーションを一層喚起させることが不可欠である。
- ・このため、特に、遠隔医療、遠隔教育、自動飛行、自動走行等の「近未来技術に関する実証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も念頭に、これを受け入れる用意のある「志の高いやる気のある地方自治体」(特に中山間地・離島等)とのマッチングを図る。

2、検討体制

- ・本検討会は、「平将明副大臣・小泉進次郎政務官(国家戦略特区担当)の私的諮問機関とする。

「近未来技術実証特区検討会」 検討経緯

1／15 第1回 — 検討会の設置、提案募集の開始、「自動飛行」ヒアリング

- ・ 野波健蔵 千葉大学特別教授
- ・ ヤマハ発動機株式会社
- ・ セコム株式会社
- ・ 総合警備保障株式会社 など

2／ 9 第2回 — 「遠隔医療」ヒアリング

- ・ 酒巻哲夫 特定非営利活動法人日本遠隔医療協会理事長
- ・ 武藤真祐 医療法人社団鉄祐会理事長
- ・ 松本純夫 東京医療センター名誉院長、日本内視鏡外科学会監事、ロボット支援手術検討委員会顧問

2／27 第3回 — 提案募集結果・共通課題の報告、「自動走行」ヒアリング

- ・ 須田義大 東京大学生産技術研究所、次世代モビリティ研究センター長 教授
- ・ 猪野聰之輔 慶應義塾大学大学院、メディアデザイン研究科附属メディアデザイン研究所 リサーチャー
- ・ 谷口 恒 株式会社ZMP代表取締役社長

3／30 第4回 — 「遠隔教育」、「近未来技術関連ベンチャー」ヒアリング、デモンストレーション

- ・ 長野県伊那市
- ・ 夏野 剛 慶應義塾大学政策・メディア研究科特別招聘教授
- ・ 孫 泰蔵 Mistletoe株式会社代表取締役社長兼CEO
- ・ 本荘修二 多摩大学大学院客員教授
- ・ 杉江 理 WHILL株式会社CEO
- ・ 野波健蔵 千葉大学特別教授

4／27 第5回 — 「近未来技術関連ベンチャー」ヒアリング

- ・ 山海嘉之 筑波大学システム情報系教授・サイバニクス研究センター所長、CYBERDINE株式会社 代表取締役社長
- ・ 袴田武史 株式会社ispace 代表取締役

7／19 第6回 — 「秋田県仙北市(田沢湖スキー場)」における「自動飛行」デモンストレーション

- ・ 野波健蔵 千葉大学特別教授
- ・ ミニサーベイヤーコンソーシアム会員企業

「近未来実証特区におけるプロジェクト」提案募集の結果

【集中受付期間】 1/15～2/13 (※)その後も随時受付

平成 27 年 2 月 27 日
内閣府地方創生推進室

1. 「近未来技術実証プロジェクト」提案募集結果（概要）

- 提案総数：70 件
- 提案主体：144 主体（自治体 33、民間企業等 111）
- 主な提案分野及び提案者については以下のとおり。

主な分野 (提案数/主体)	主な提案者
<u>自動飛行</u> 提案数：33 提案主体：63 (自治体 20、民間等 43)	仙台市（宮城県）、仙北市（秋田県）、福島県、茨城県、つくば市（茨城県）、茂木町（栃木県）、成田市（千葉県）、新潟市（新潟県）、松本市（長野県）、伊那市（長野県）、静岡県、愛知県、養父市（兵庫県）、十津川村（奈良県）、広島県、高知県、大川村（高知県）、北九州市（福岡県）、人吉市（熊本県）、 NTTコミュニケーションズ(株)、熊本大学、(独)産業技術総合研究所、静岡スカイテック(株)、三菱重工(株)、ヤマハ発動機(株) 等
<u>自動走行</u> 提案数：22 提案主体：46 (自治体 14、民間等 32)	岩見沢市（北海道）、仙台市（宮城県）、茨城県、つくば市（茨城県）、伊那市（長野県）、駒ヶ根市（長野県）、愛知県、豊田市（愛知県）、十津川村（奈良県）、北九州市（福岡県）、長崎県、南島原市（長崎県）、小林市（宮崎県）、久米島町（沖縄県）、 インクリメント・ピー(株)、慶應義塾大学、東北大学、日本電気(株)、富士重工(株) 等
<u>遠隔医療</u> 提案数：21 提案主体：43 (自治体 9、民間等 34)	川根本町（静岡県）、愛知県、豊田市（愛知県）、養父市（兵庫県）、十津川村（奈良県）、長崎県、人吉市（熊本県）、小林市（宮崎県）、沖縄県、特定非営利活動法人遠隔医療推進ネットワーク、京都府立医科大学、(一社)新見医師会、三井物産(株) 等
<u>遠隔教育</u> 提案数：4 提案主体：4 (自治体 2、民間等 2)	伊那市（長野県）、小林市（宮崎県） 等

※複数分野が組み合わされた提案、複数主体からの提案が含まれるため、各分野の提案数、提案主体数を足し合わせると提案総数、提案総主体数を超過する。

少なくとも特区において実現すべき規制改革事項(例)

(1) 自動飛行

○航空法第 99 条の 2 及び同法施行規則第 209 条の 4 において、無人航空機については、地表又は水面から 250m 以上（航空路内においては 150m 以上）の飛行が制限されているところ、当該規定を緩和する。

○無人航空機の長距離飛行等を可能とするため、電波法令において、無人航空機が利用可能な周波数帯を拡大するとともに、出力制限を緩和する。

(2) 自動走行

○自動走行の公道実証実験について、一定の条件の下、道路交通法第 70 条に規定されている車両等の運転者に課されている安全操作履行義務等の適用を免除する。

(3) 遠隔医療

○中山間地域及び離島等医療機関へのアクセスが困難な地域以外においても、初診及び急性期の疾患に対しても、一定の場合は、医師の判断の下、遠隔診療が可能であることを明確化する。また、遠隔診療通知別表の慢性期疾患の対象が例示列举であることを明確化するとともに、テレビ電話を使用した遠隔診療も診療報酬の対象とする。

○患者からの依頼があった場合、医師が処方せん原本を当該医療機関から調剤薬局にインターネット等で送信することで医薬品の交付を受けることを可能とする等、院外処方せんの電子化を先行実施する。
また、調剤した医薬品を患者に交付する際に、薬剤師がテレビ電話等で情報提供を行うとともに、民間事業者等の配達を可能とする。

(4) 遠隔教育

○中山間地域等の条件不利地域における子ども同士のコミュニケーションの円滑化等に資するため、地方創生を推進する観点から、義務教育においても、通信制の課程を設置可能であることを明確化するなど、ICT を活用した遠隔教育を可能とする。